

流山市地域公共交通活性化協議会市民委員公募要領

令和 8 年 1 月 11 日

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下、「計画」という。）の作成及び実施に関する協議、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づく協議を行うため、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置します。本協議会は「学識経験者」、「公共交通事業者」、「関係行政機関の職員」、「公共交通利用者（流山市民）」等で構成します。

このうち「公共交通利用者（流山市民）」について、募集するものです。

1 協議会の所掌事務

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げられるもののほか、市内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。

2 公募者数

2 名程度

3 応募の方法等

- (1) 応募の資格（次のいずれにも該当すること）
 - ア 流山市（以下、「市」という。）内に住民登録又は外国人登録をしている者で、引き続き 1 年以上市内に居住している者
 - イ 年齢が、募集締め切り日の時点で、満 18 歳以上の者
 - ウ 市内の公共交通を利用しており、公共交通に関してよく理解している者
 - エ 市の他の審議会等の委員である者にあっては、兼職の件数が 2 件を超えない者
 - オ 市の議員及び職員でない者
- (2) 応募期間

令和 8 年 1 月 1 1 日（日）から 1 月 3 1 日（土）まで
(郵送の場合は、消印有効)

（3）応募方法

次に掲げる事項を書面に記載し持参、郵送、電子メール、又はファックスで提出してください。

ア 市民委員として参画しようとする応募理由

イ 氏名

ウ 年齢及び生年月日

エ 性別

オ 職業

カ 現住所及び居住年数

キ 電話番号

ク 小論文「私が考えるこれからの地域公共交通」

（800字以上1, 600字以内）

4 選考方法

（1）一次選考 小論文等についての書類選考

（2）二次選考 選考委員会面接による選考

5 選考日程

（1）一次選考結果通知 2月下旬（予定）

（2）二次選考 3月上旬（予定）

（3）二次選考結果通知 3月中旬（予定）

（4）委嘱 令和 8 年 4 月（予定）

（令和 8 年 4 月開催予定の協議会で委嘱式を行います。）

6 報酬

日額 7, 200 円（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。）

7 任期及び開催回数

（1）令和 10 年 3 月 31 日まで

（2）委員会は年 8 回程度、原則として平日の日中に開催します。

8 その他

（1）採用者は、市ホームページで氏名を掲載させていただきます。

（2）選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。

（3）応募書類等は返却しません。

9 応募及び問い合わせ先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所まちづくり推進部まちづくり推進課交通計画推進室
電話 04-7150-6090
FAX 04-7158-9777
メール koutsu@city.nagareyama.chiba.jp